

### 第三者評価結果

事業所名：横浜市和泉保育園

#### 共通評価基準（45項目）

#### I 福祉サービスの基本方針と組織

#### 1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a

#### <コメント>

●保育理念「地域に支えられながら、園児も地域の親子もいきいきと過ごせる保育園」を掲げ、保育方針（3項目）、園目標（3項目）、保育姿勢（4項目）に沿い、子どもを尊重した保育を展開しています。理念・目標等はホームページに公表し、玄関や保育室にも掲示して常に目にできるようにしています。保護者には、入園のしおり・重要事項説明書等に記載して入園説明会で説明し、クラス懇談会や毎月の園だより等で、折に触れ保護者周知を図っています。コロナ禍の工夫として、今年度は各クラスの指導計画をポスターにして具体的に視覚化を図り、クラス懇談会で示すと共にクラスに掲示しています。職員への周知については毎年、年度末に保育理念等、全職員で振り返りを行い、次年度へ向けての方向性を話し合い、全体的な計画や指導計画に反映させています。

#### 2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価結果
【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a

#### <コメント>

●社会福祉事業全体の動向等については、横浜市の方針に基づき、第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）や横浜市地域福祉保健計画、泉区地域福祉保健計画を通して人口減少や少子高齢化等、社会状況の変化と複合的課題への包括的対応を分析・把握しています。泉区地域福祉保健計画には保育園の子育てのコラムを掲載し、保育園の役割もPRしています。地域の特徴・変化等の経営環境や課題については、園長は横浜市全体責任職会議や代表園長会、泉区部課長会、泉区公民園長会、泉区責任職会議等に参加し、その中で関係機関からの情報を得て、地域の特徴や課題を把握・分析し、職員に説明を行い、園運営の現状と課題に反映しています。保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等については、泉区役所と連携し、共有しています。

【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
--	---

#### <コメント>

●経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等について、横浜市や泉区の計画・地域の状況及び社会状況等より、保育園の課題を把握・分析し、具体的な取り組みを進めています。保育内容は、福祉サービス第三者評価及び毎年、保育所の自己評価を行う中で、保護者アンケートから具体的な課題や要望を園運営に反映させています。園の改善すべき課題は、園長や副園長だけでなく、リーダー会議や日々の職員の声から把握し、必要な課題解決を行っています。

#### 3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b

#### <コメント>

●中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）について、横浜市では2005年～2025年「横浜市基本構想」（長期ビジョン）が示され、中期ビジョンとして2018年度～2021年度「横浜市中期4か年計画」により、次世代を担う子どもたちについてのビジョンが明文化されています。また、中・長期計画では、具体的な内容について、「市立保育所のあり方に関する基本方針」（平成26年度）において、公立保育園は将来54園になることが示されています。第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）が策定され、保育園の課題や役割を明示しており、それを踏まえ、和泉保育園の地域での役割や特性を中・長期ビジョンに示しています。各計画は具体的な数値目標や目指す姿が示され、評価を実施しています。中・長期計画は、一定の期間ごとに具体的な成果、実施状況の評価が行える工夫をされると尚良いと思います。

【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
---	---

<コメント>

●単年度の計画は、中長期ビジョンの内容から作成した、今年度ビジョン、行事計画、全体的な計画及び指導計画の3つになります。和泉保育園では、この3つの単年度計画が策定されています。具体的には、「横浜市基本構想」（長期ビジョン）、「横浜市中期4年計画」、「市立保育所のあり方に関する基本方針」、「第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画」（中期ビジョン）、また「泉区運営方針」を踏まえ、和泉保育園の単年度計画を具体的に示しています。さらに、保育理念や保育所の自己評価等を踏まえ、単年度の各計画（全体的な計画、保育計画、異年齢交流計画、栽培・食育計画、避難訓練、不審者対応訓練、行事計画等）を具体的に策定、評価を行っています。

(2) 事業計画が適切に策定されている。

【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
--	---

<コメント>

●事業計画には、横浜市中長期ビジョン及び単年度の計画があり、泉区運営方針については、毎年、区長が福祉保健センター担当部長と共に園を訪問し、全職員に泉区運営方針を、説明して周知しています。行事計画、今年度の全体的な計画及び指導計画については、毎年1月頃から保育理念や園目標、全体的な計画や指導計画等の振り返りを全職員で行い、各業務担当やプロジェクトでの振り返り、保育所の自己評価により保護者アンケートの意見集約を行い、会議等で周知を図り、次年度に向けて計画作成を行っています。見直しについて、中長期ビジョン及び今年度ビジョンの設定内容が評価・見直しできる形式に細分化されて実施できることが望まれます。

【7】 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
--	---

<コメント>

●事業計画の保護者等への周知について、保育所の自己評価は保護者アンケート結果と共に次年度の事業計画を明文化し、3月に保護者に掲示し、周知しています。そして、隔月の保護者会役員会やクラス懇談会、園だより、クラスだよりを通して、具体的な保育内容等事業計画と実施について伝えています。コロナ禍の工夫として、今年度は各クラスの指導計画をポスターにして具体的に視覚化し、クラス懇談会にて保護者に説明周知すると共に、クラス掲示を行っています。一方で、保護者アンケートにより、「知らない」という回答が11%あり、さらなる工夫に期待されます。

#### 4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。 第三者評価結果

【8】 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
--	---

<コメント>

●保育所保育指針や横浜市の方針に基づき、保育の質の向上への組織的、計画的な取り組みが行われ、日々の保育実践、指導計画、保育所の自己評価での振り返りを大切にして保育の質の向上を図っています。日々の保育の振り返りでは、4歳・5歳児クラスは、ドキュメンテーション日誌を活用し、視覚的に振り返りを行うことができます。前年度の振り返りを反映し、年度初めに園長、副園長、主任と共に研修計画を立案しています。今年度は、長年継続している各クラスの実践報告会と、各クラスの公開保育を計画し、毎回付箋を用い、参加者が語り合うことで、保育の質の向上につなげています。保育の質の向上として、毎年の自己評価、5年に1度の第三者評価受審は、重要事項説明書にて保護者へ周知しています。評価結果は、園全体で分析・検討し、次年度へ生かしています。

【9】 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
--	---

<コメント>

●横浜市公立保育園共通の自己評価様式にまとめ、今年度の取り組み状況、保護者アンケート結果、次年度の課題・改善点を明文化して公表しています。そして、評価結果は職員に周知し、園長、副園長、主任、リーダー保育士が参加するリーダー会議を中心に、乳児会議、幼児会議、職員会議にて課題や改善点を検討し、園全体の課題として取り組んでいます。

## II 組織の運営管理

### 1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。	第三者評価結果
<p>【10】 II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。</p>	a
<コメント>	
<p>●「施設長の責務」は、保育所保育指針に明文化されています。園長は、運営管理責任者として「園長の行動計画（MBO）」を全職員に配付すると共に、会議にて自らの役割と責任を説明・周知しています。日々の保育や保護者対応、ケガや事故、感染症等の危機管理等、職員と報告・連絡・相談を密に行い、園運営に関する全ての最終判断と責任を果たすことが組織として明確化されています。園長不在時は、副園長や主任と連絡を取り合い、判断を行うことが組織として明確化されています。地震等災害時の「保育・教育施設班活動マニュアル」には、園長不在時の権限移譲について記載されています。</p>	
<p>【11】 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p>	a
<コメント>	
<p>●横浜市のコンプライアンスの考え方は、単に法令を遵守するだけでなく、市民や社会からの要請に全力で応えていく姿勢が示されています。園長は、毎月区のコンプライアンス推進委員会に出席し、事例を通して意識の向上を図り、職員へコンプライアンスの周知徹底を図り、コンプライアンス研修、個人情報研修（毎月）、不祥事防止研修等を定期的に行っています。園長は、横浜市の環境管理計画に基づき、持続可能な開発目標（SDGs）を達成するための取り組みに近づけるよう努めています。園として、毎日子どもと一緒に野菜屑等を肥料にし、地域の方に土作りの協力をいただき、花や苗を植え育てる取り組みを行い、子どもたちの意識の高まりにつなげています。また、散歩を通して地域の自然にたくさん触れて豊かな体験をしています。</p>	
(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	
<p>【12】 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>	a
<コメント>	
<p>●園長は、毎日の保育の様子や、カリキュラム会議、乳児・幼児会議、クラス会議等にて現状を把握し、分析・評価を行っています。職員の意見や希望を通して園の課題を把握し、園内・外部研修等、必要な研修を副園長や主任と共に計画的に推進を図り、保育の質の向上に努めています。今年度は、保育の可視化推進のためクラスの保育についてポスターを作成（年3回）し、保護者に周知しました。また、ドキュメンテーション日誌の作成前にクラスごとに研修を実施し、「よこはま☆保育・教育宣言」について写真を持ち寄り、園内の周知や語り合う機会を設けています。園長は、職員一人ひとりの強みを生かし、受講した研修や得意なことを職員同士伝え合い互いに学び合う機会を作る等、取り組みに指導力を発揮しています。また、園長が受けた自主研修も会議等で伝えています。</p>	
<p>【13】 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	b
<コメント>	
<p>●保育理念や園目標等を実現するためにも、働きやすい職場環境作りと効率的な業務は重要であり、適切な労務管理や財務事務等を推進しています。園長・副園長・主任、乳・幼児リーダー、クラスリーダー、プロジェクトリーダー等を組織の中心として役割を明確にしています。またフリー保育士等の役割分担を表にして組織的に運営、実行、改革できるようにしています。職員からの意見を聞きながら環境整備（修繕、事務室配置、パソコン環境、休憩室の確保等）、業務の効率化、会議の効率化等、優先順位が高いものから改善を図り、職場環境を整えています。計画的な休暇取得、定時退庁の周知で、ワークライフバランスを推進しています。新型コロナウイルス感染症予防のため、具体的な環境改善やマニュアル（新型コロナウイルス感染症感染予防、重点消毒箇所等）を作成し、共有し、適宜、新しい情報を伝えています。</p>	

## 2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者評価結果
【14】 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<コメント>	
<p>●必要な福祉人材の確保・定着等に関する計画や取り組みについて、採用に関しては、横浜市人事委員会が計画的に採用を行い、正規職員の人材確保を行っています。人材育成については「横浜市人材育成ビジョン」（職域別）、保育士については「保育士分野人材育成ビジョン」があり、求められる役割・能力・知識や、OJTやOFF-JT、自己評価・外部評価、人事考課、人事異動といった人材育成に関する取り組みが示されています。横浜市は令和2年度から会計年度任用職員制度が始まり、区ごとに園児数等に合わせた必要人数を採用し、園内研修や外部研修を活用して人材育成を行っています。園では、産休明け保育を実施しており看護師の配置が望まれますが、現在、欠員状態です。保育士や看護職不足の課題もあり、充足率は100%には満たない状況です。必要な人材の確保を期待いたします。</p>	
【15】 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
<コメント>	
<p>●人事管理について、「横浜市職員行動基準」があり、具体的な行動基準が示されています。また、服務規定に基づき、総合的な人事管理が実施され、不祥事防止等研修も行われています。人事基準は横浜市の方針や基準があり、配置、異動、昇進等明確に定められ、人材育成研修等で周知されています。毎年、人事異動は本人の意向と職場の状況により、組織的に行われ、人事異動も人材育成の一つとして明確化されています。横浜市には人事考課制度があり、泉区運営方針や園長のMBOを示し、正規職員は目標共有シートを作成し、園長との面談、振り返りを行い、評価基準に沿って実施されています。昨年度から開始した会計年度任用職員制度に伴い、月額・日額職員を含め、一定基準を満たす職員に対して人事考課が行われるようになりました。そして、「保育士キャリアアラダー」があり、見通しを持って保育士の専門性を向上するために活用しています。</p>	
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	
【16】 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a
<コメント>	
<p>●横浜市の人事関連規程に基づき、労務管理、有給休暇取得状況、時間外労働状況等を管理しています。管理職は毎月の休暇・超勤等の勤怠状況を把握し、区と情報共有しています。園長は普段から職員に声かけを行い、働きやすい雰囲気作りに努め、職員と個別面談の機会を設け、心身の健康状態の安定に努めています。横浜市では毎年、ストレスチェックが実施されており、横浜市こころの健康相談センターで面談する機会も設けています。ワークライフバランスの推進、メンタルヘルス研修、ハラスメント研修を行い、ノー残業デーの周知や、超勤が偏らないよう配慮しています。働き方改革の推進を踏まえ、早めに休暇調整を行い、休暇希望が反映しやすいよう「休暇券」を作る等、休暇が付与される職員が5日以上（半数以上は10日以上）有給休暇を取得するよう工夫しています。</p>	
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	
【17】 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<コメント>	
<p>●横浜市職員行動基準では「期待される職員像」が明確になっています。人事考課制度は、職場のコミュニケーションの円滑化を図り、職員一人ひとりの人材育成や能力開発につなげていくことを目的として実施しています。年度始めに泉区運営方針や園長のMBOを基に、職員一人ひとりの業務目標・具体的な取り組み、達成時期等を明記した「目標共有シート」を作成しています。それを基に園長や副園長と面談を行い、年度当初に共有を図り、進捗状況を把握しながらPDCAサイクルで目標達成へ向けて適宜確認し、年度末に振り返り及び次の課題解決へとつなげています。昨年度からは会計年度任用職員についても人事考課制度が設立され、面談等を通して人材育成を図っています。</p>	



<p>【18】 Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	a
---	---

<コメント>

●「横浜市人材育成ビジョン」（職域別）、「保育士分野 人材育成ビジョン」があり、求められる役割・能力・知識が明確化されています。「保育士キャリアラダー」には、職位別の業務内容に応じた目標、姿勢・行動が例示されています。「キャリア自己分析表（保育士）」には具体的な専門能力のための研修等が記載されており、専門能力開発の目標が明確化されています。基本的には職場内のOJTを中心に据え、園内研修を計画し主体的に学べる機会を持っています。今年度は、「実践報告会」と、各クラスの公開保育を行い、保育の語り合いや振り返りを通して質の向上を図っています。また、自主研修や外部研修後、受講者からアウトプットすることで学びが深まるようにしています。そして、横浜市としての全職員向けの研修や職位別研修等、こども青少年局の保育・教育研修、泉区保育施設職員研修等、外部研修も充実しています。

<p>【19】 Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。</p>	a
---	---

<コメント>

●園長は、個々の「保育士キャリアラダー」や「キャリア自己分析表（保育士）」により職員の知識、技術、専門資格や研修履歴等を把握しており、人事考課面談等を通して一人ひとりの目標や希望を共有し、必要に応じて研修を勧め、保育の専門性を高めるようにしています。外部研修にもできるだけ参加するよう速やかに研修案内を示し、希望する研修に参加できるように体制の整備に努めています。横浜市として新採用職員にはトレーナー育成者制度があり2年間かけてOJTを行い、相談や面談がしやすく丁寧に育成する仕組みになっています。また、職位に応じた研修は個別に声をかけ、面談を通して目標や課題、振り返りを共有し、期待する役割を明確に伝えています。さらに、園内研修を充実させ、会計年度任用職員も参加する機会を作り保育の質の向上を図っています。

(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

<p>【20】 Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	a
---	---

<コメント>

●実習生の受け入れに関しては、日程が調整できる範囲で受け入れを行い、実習生の学びの場だけでなく職員の人材育成の場（保育の気づきや振り返り）として活用しています。実習生受け入れ担当は主任とし、「実習指導者研修」を受けています。横浜市福祉関連施設における社会福祉系学生の実習実施要綱が整備され、園独自の「実習生受け入れマニュアル」を備え、基本姿勢も明文化しています。実習では、依頼校のプログラムや実習生の希望を反映させながら充実した実習になるよう計画を立て日々の振り返りや指導、責任実習等のフォローを行うようにしています。例年、地域の中学校や高校との連携の中で、職業体験やボランティアとして受け入れる機会があり、次世代の育成へとつながっています。

### 3 運営の透明性の確保

<p>(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p> <p>【21】 Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p>	第三者評価結果 a
--	--------------

<コメント>

●横浜市のホームページに園の概要、保育理念、園目標、受け入れ可能数等が掲載されています（外部紹介サイト）。また、泉区のホームページには園の特徴や動画も配信されており、地域へ向けてわかりやすく情報発信しています。毎年、区の園紹介イベントでは、パネル展（園の紹介）や離乳食や遊びの紹介、園長による説明等も行っています。地域の育児支援に関する情報は、園の掲示板やチラシ、区役所での配架や配布、泉区地域子育て支援拠点「すきっぷ」と連携してのホームページへの掲載を行っています。園児学もコロナ禍の影響により時間短縮しているものの随時受け入れを行っています。第三者評価は、ホームページ等で公表を行い、保育園の自己評価は毎年、園内掲示にて公表しています。保護者からの苦情や要望は、意見箱の設置、第三者委員を通しての苦情受付、横浜市福祉調整委員会での受付、区役所等で随時受け付ける仕組みが整っています。

<p>【22】 Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p>	a
--	---

<コメント>

●横浜市の定める事務・経理等の範囲があり、予算の執行については横浜市こども青少年局と泉区からの予算に基づき、区役所の担当と連携して適正な執行を行っています。そして、横浜市こども青少年局による「市立保育所調査基礎資料」に園の概要・保育所の状況、年間計画実施状況、危機管理・安全管理、児童の健康診断等の状況、配慮の必要な児童に関する対応、職員の健康管理の状況、保育の実施状況、帳簿類の整備状況を記載して提出しています。今年度からは指導監査にて実地監査を受けます。さらに、区役所ごとに行う情報セキュリティ内部監査、事務の適正な執行を確保するため内部統制、個人情報の取扱いに関する自己点検等を園でも行っています。

#### 4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者評価結果
【23】 II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<コメント>	
●園の基本理念として「地域に支えられながら、園児も地域の親子も、いきいきと過ごせる保育園」としており、育児支援センター園としても地域に開かれた保育園として長年地域に根差し、良好な関係となっています。例年、地域ケアプラザとの交流、高齢者施設との交流、第三者委員をはじめ保育園に関わるボランティアとの交流、小中高生との交流、消防署や資源循環局との交流等、保育園が地域の資源として親しまれています。園児は地域の図書館へ行き、地域資源を利用しています。地域の子育て支援等の会議には育児支援専任保育士やネットワーク専任保育士が参加し、園児のイベント参加の調整や地域のイベントの手伝いを行いつなぎ役になっています。地域向けの園の掲示板では、園の子育て支援情報を発信しています。	
【24】 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<コメント>	
●区役所の保育園に関する事業の中で「世代間交流事業要領」が明記され、その要領に基づきボランティアを募集しています。ボランティア登録後オリエンテーションを行い、例年はグリーンボランティア、見守りボランティア、得意技ボランティア等を行い、園児との交流を図っています。具体的には、土作りや花植え、お話し、保育補助、マンドリンコンサート等での交流が行われています。例年、中高生の職業体験では、生徒がクラスに入って園児と遊んだり、保育士の仕事を知ることができたりする機会となっています。	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	
【25】 II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<コメント>	
●関係機関一覧があり、区役所、消防署、警察署、児童相談所、療育センター、地域ケアプラザ、資源循環局等がリスト化されています。また、通院の際の病院一覧も整備しています。そして、横浜市保育資源ネットワーク構築事業の事務局園として、地域の保育教育施設との連携を図り、区内の保育の質および専門性の向上、地域の子育て支援の充実、地域のセーフティネットの構築、地域の保育教育施設の連携の推進を積極的に行っています。毎月の泉区公民園長会、定期的に区の幼保小連携会議、子育て連絡会、要保護児童対策協議会、社会福祉協議会、社会福祉施設等防災連絡協議会等に参加し、情報共有と連携を図り、必要な情報は会議やミーティング等で職員に情報共有しています。また、地域療育センターの巡回訪問があり、配慮が必要な園児の対応について専門的なアドバイスを生かし、虐待が疑われる子どもへの対応については、必要に応じて横浜市西部児童相談所と連携を図っています。	
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
【26】 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<コメント>	
●泉区育児支援センター園として、専任保育士が中心となり、区の子育て連絡会やエリアごとの子育て連絡会、連携会議等を通して、保健師、学校連携担当、泉区地域子育て支援拠点、子育て支援者、民生委員や児童委員及び地域ケアプラザ等の関係機関より、地域の福祉ニーズや課題を把握し、また、園の地域子育て支援事業後のアンケートからニーズを把握し、事業に反映させています。コロナ禍でも園見学、一時保育事業の需要が多くあり、また施設開放等の来園者の相談等から具体的なニーズを把握しています。	
【27】 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
<コメント>	
●泉区育児支援センター園としての参加者の声やアンケートから地域のニーズを把握し、地域子育て支援事業を計画、実施しています。具体的には園庭・施設開放、育児講座(0歳児向けと1歳児～未就園児向け)、水遊び、交流保育、育児相談等を行い、例年多くの方が参加しています。今年度は、父親育児講座を3回シリーズで予定し、ニーズに応じた事業を行っています。例年、区役所で行う「いずみっこひろば」のイベントでは地域の未就園児と保護者向けに、園紹介や離乳食紹介、遊びの提供を行っています。一時保育事業のニーズも高く、特にコロナ禍では緊急、リフレッシュ、多胎児の希望が多くなっています。また、園の防災計画があり、区役所と連携し、災害時の動員計画、備蓄品の確保等地域のセーフティネットとしての役割を担っています。保育園にはAEDが設置されており、必要時には地域の方も利用できるようにしています。	

### Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

#### 1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	第三者評価結果
<p>【28】 Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>●和泉保育園では、保育所保育指針の総則の保育所の役割である「子どもの最善の利益」を守るために、常に「一人ひとりを尊重する」保育であることを確認しています。園の保育理念、保育方針、園目標、保育姿勢を年度末に振り返り、翌年度の全体的な計画に生かすようにしています。「保育所保育指針」、「全国保育士会倫理綱領」、「よこはま☆保育・教育宣言」、「よこはまの保育」等の規定に基づき、人権に配慮しているか、園の方針を実践しているかについてカリキュラム会議や人権研修等を通して、自己点検を行い、互いに声を掛け合うようにしています。横浜市子ども青少年局の「よりよい保育のためのチェックリスト」を利用し、人権研修を行っています。人権啓発研修は、園内で実施する人権研修と、区役所で行う人権啓発研修に全員参加しています。園長、副園長は、区役所にて責任職人権啓発研修に参加し、人権意識の向上を図っています。人権、性差、文化の違い等、子どもも大人も互いに尊重し、認め合える保育を大切に実践しています。</p>	
<p>【29】 Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>●人権への配慮や子どものプライバシー保護については、それぞれの場面に応じたマニュアルや手順等を備え、おむつ替え時、プール、水遊び等の場面で対応しています。プライバシーが守られ、一人ひとりの子どもにとって安心できる快適な場となるよう環境を整えています。おむつ替えはプライバシーが守られる場所で行い、プール遊び等の際は外部から見えないようにカーテンやタオル等で環境を整えています。保護者に向けては、子どもたちの写真や動画についてSNSに掲載しないよう重要事項説明書に記載し、入園時に説明しています。</p>	
<p>(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>	
<p>【30】 Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>●横浜市や泉区のホームページ（子育て支援情報）にて、理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を発信しています。また、園や区役所に、保育園の案内や育児支援案内を設置し、情報を提供しています。保育園案内のパンフレットは毎年見直しています。園見学については、例年見学会を実施していましたが、コロナ禍により、個別にて短時間で園見学を受け付け、副園長を担当とし、園の基本方針や特徴、園舎案内を行い、質問に答えています。泉区園紹介イベント「いずみっこひろば」では、例年地域向けに各園の紹介パネル展示や遊びの提供、離乳食紹介等を行っていますが、今年度はパネル展示を中心に開催しています。</p>	
<p>【31】 Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>●入園説明会では、運営規程や保育園利用の案内（重要事項説明書）を基に、保育理念や方針等、保育園の概要、保育内容、保護者との連携、防災・避難、個人情報保護、行事、持ち物、提出物等を説明しています。持ち物は実物を示し手に取れるようにしています。説明後は保護者の同意を得た上で、利用契約書を交わしています。入園後に変更があった際は（認定変更申請、延長保育、食事提供等）、書面にて提出してもらっています。また、持ち物の変更、進級に当たっての変更等は、随時、園だよりや掲示、配付、懇談会等にて知らせています。配慮が必要な保護者やアレルギー除去食対応等には、個別に対応しています。</p>	
<p>【32】 Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>●保育所等の変更にあたり、保護者の要望に応じて対応を行い、予め作成された引き継ぎ文書は有りません。横浜市では個人情報保護の観点から引き継ぎ文書は作成していませんが、保護者から同意が得られた場合は必要に応じて情報提供を行います。小学校就学の際は「保育所児童保育要録」を作成し、保育園から小学校へ子どもの育ちを引き継いでいます。卒園後も、子どもや保護者が園に立ち寄ったり、行事への参加や相談ができるよう配慮しています。保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を作成して渡すことが望まれます。</p>	

(3) 利用者満足の上昇に努めている。

【33】 Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
---	---

<コメント>

●保育の中で子どもたちの声や表情を捉え、安心できる環境の中、遊びが充実しているか、主体的・意欲的に過ごしているか、日々の保育を振り返り、情報共有しながら把握するよう努めています。保護者の利用満足度については、日々の会話や、年度末のアンケート調査、行事等での意見から把握するよう努め、保育に反映させています。また、クラス懇談会や個人面談でも意見等を聞いています。2か月に1回の保護者会役員会には園長・副園長が参加し、園の様子を伝え、意見・要望の把握に努めています。特に、コロナ禍では保護者会活動についても一緒に検討する機会となっています。「保育所の自己評価」については、保護者アンケートを分析、検討し、次年度の課題・改善点を園内掲示にて公表しています。

(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

【34】 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
--	---

【判断した理由・特記事項等】

●苦情解決制度が整備され、目的や体制を重要事項説明書に図式で説明すると共に、連絡先を明記しています。苦情受付担当者及び苦情解決責任者は園長、第三者委員会は市長が委嘱した2名の委員が行っています。相談・要望・苦情等は随時受け付け、記録、解決を速やかに行い、フィードバックし、保育の質の向上につなげています。保育園通用門近くの掲示板と保育園の玄関の2か所に意見箱を設置しています。第三者委員とは例年、園日より送付や行事への参加等を通し、随時連携を図っています。園では、日頃のコミュニケーションを大切に相談・要望・苦情等を職員に伝えやすいような関係作りを大切にしています。個人情報に関する内容でなければ、結果や改善内容を園日よりや掲示等で伝えるようにしています。

【35】 Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
--	---

<コメント>

●保護者からの相談や意見、苦情等は、担任や主任、必要に応じて園長や副園長が窓口となり、いつでも受けています。また、電話、連絡票（乳児）、懇談会、個人面談、意見箱、第三者委員及び泉区こども家庭支援課等、複数の方法を選び、重要事項説明書に相談窓口について明記しています。解決に至らない場合の窓口として横浜市福祉調整委員会の案内も掲示しています。

【36】 Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
---	---

<コメント>

●日々の送迎時に職員から園での子ども様子を伝え、コミュニケーションを図っています。相談内容により園長や副園長が対応し、事務室にてプライバシーの確保ができるようカーテンを引いたり、立ち入らないようプレートをかけたりする等、配慮しています。意見箱の設置やアンケートの実施、保護者会役員会への参加等、保護者の意見を積極的に把握するよう努めています。職員が受けた意見等は直ぐに、主任や園長、副園長に報告し、速やかに改善等の対応をしています。相談、意見、苦情等は記録を取り、職員間で共有しています。意見箱は毎日確認しています。具体的な意見や要望を受けた際は、担任や園長・副園長・主任を窓口とし、速やかに対応し、必要に応じて会議を開催し、場合によっては区役所と連携を図りながら対応や改善を行っています。園では、苦情解決制度要綱等、毎年確認し、見直しを行っています。

(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

【37】 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
---	---

<コメント>

●リスクマネジメントに関して、園長が責任者となり、「横浜市立保育所のリスクマネジメント」「事故防止と事故対応」、「新型コロナウイルスに対応したガイドライン」他、水遊び、プール遊び等の事故の防止、食品による子どもの窒息事故に関する注意喚起、食物アレルギー対応マニュアル等、その都度必要な研修、情報共有を行い、安全安心な対応を整備しています。園として、「安全・防災・防犯・散歩・健康・衛生管理」に関する各マニュアルを整備し、毎年確認及び見直しを行っています。また、事故報告、ヒヤリハットはミーティング等で共有し、対応等を記載し、再発防止に努めています。ヒヤリハットは定期的に分析し、フィードバックしています。さらに、毎月の避難訓練に合わせて、ケガや事故対応についての判断、確認、手順、事例対応、AED使用方法、救命救急等を実施及び、振り返りを行っています。



<p>【38】 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; ●新型コロナウイルス感染症については、常時換気、玩具や園内の消毒、職員の健康管理を徹底し、感染対策を行っています。そして、園児へは、手洗いの徹底、検温等の健康管理を行っています。保護者に対して、昨年6月末より、手洗い・手指消毒、園舎内への入室無し等の対応を行い、新しい生活様式に沿って感染予防に努めています。子どもに感染症が疑われた場合は、速やかに保護者に連絡し、迎えまで事務室にて見守っています。感染症が発生した場合は、速やかに掲示板及び各クラスに感染症情報を掲示して周知し、ペーパータオルの使用に切り替えています。また、クラス間交流の中止、空いている保育室の活用等、徹底した感染対応を行っています。</p>	
<p>【39】 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; ●災害時は、泉区災害対策本部が区役所に設置され、園長は区役所（本部）にて区内の保育・教育施設の対応、副園長は保育園の保育・教育施設班として指揮に当たります。毎年、区役所を中心に2回訓練が実施されています。また、園の「保育・教育施設班マニュアル」に沿い、発災時の避難、情報伝達、保護者への連絡を行います。備蓄では、食品、ランタン、簡易トイレ、ヘルメット等は横浜市子ども青少年局により毎年予算化されており、3日以上での備蓄リストを基に毎年、確認し補充しています（アレルギー除去食）。救急用品は区役所から補充されています。園舎内の家具は転倒防止対策が行われています。毎月、様々な想定で避難訓練を行い、消防署と連携及び指導を受け、煙体験、消防車見学等で園児にも意識付けを行っています。年1回、園児引取人訓練も実施し、緊急時は緊急メールにて保護者に知らせています。職員緊急連絡網も整備されています。</p>	

## 2 福祉サービスの質の確保

<p>(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【40】 Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; ●保育所保育指針を理解し、「よこはまの保育」「よこはま☆保育・教育宣言」「保育士キャリアラダー」を基本に、各種マニュアル・手順書、デイリープログラム、早番・遅番の仕事等、業務マニュアル（ファイル）にまとめ、文書化されています。業務マニュアルは毎年、年度末に確認及び振り返りを行い、内容を更新しています。保育実践については、日々の保育や、指導計画、保育日誌、カリキュラム会議等を通して、振り返りを行い、日々の保育実践に生かしています。業務マニュアルについては、異動者、新採用保育士（会計年度任用職員含）へも、時間を確保して伝えています。</p>	
<p>【41】 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; ●業務マニュアルは毎年、年度末に確認及び振り返り、見直し、内容を更新しています。保育実践については、日々の保育や、指導計画、保育日誌、カリキュラム会議等を通して、振り返りを行い、日々の保育に反映しています。年度末には会議にて、保育理念、保育方針、園目標、保育姿勢、全体的な計画の振り返り、保育園の自己評価を行い、職員からの意見や提案を翌年度に反映させる仕組みが構築されています。</p>	
<p>(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。</p>	
<p>【42】 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; ●指導計画の責任者は園長、副園長、主任であり、各クラスは担任を責任者としています。入園前に子どもの成育歴、入園説明会での保護者への聞き取り、個別の具体的なニーズ等を、指導計画及び個人の指導計画に反映させています。必要に応じて区役所、嘱託医等関係機関と連携しています。また、配慮を要する子どもや支援や配慮が必要なケースの場合は、保護者の意向把握と同意を得て、関係機関と保育の状況を情報共有し、支援しています。</p>	

【43】 Ⅲ-2-(2)-②  
定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

a

<コメント>

●指導計画は振り返りを行い、自己評価欄への記載を行い、次へ生かしています。指導計画作成に当たってはクラス会議にて職員間で共通理解を図り、意見を反映させて作成し、乳・幼児リーダー、主任、園長、副園長等の確認、助言も取り入れています。見直しにより変更した指導計画の内容は、カリキュラム会議、乳・幼児会議、ミーティング等で関係職員に周知しています。また、計画を緊急に変更する場合は、園長の了承を得ています。毎月のカリキュラム会議では、他クラスや園長、副園長、主任、フリー保育士からの視点を取り入れ、日々の実践や子どもの様子を共有し、振り返ることを通じて保育の質の向上に関わる課題を明確にしています。

(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

【44】 Ⅲ-2-(3)-①  
子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a

<コメント>

●横浜市公立保育園の共通の様式があり、子どもの発達状況や生活状況等、児童票、健康台帳によって記録されています。個別の指導計画に基づく保育が実施され、記録により確認しています。そして、全体的な計画、指導計画、保育日誌、個別支援計画、個別支援日誌、連絡票等、記録の作成ポイントを参考にし、必要に応じて園長、副園長、主任からの指導や助言があります。また、園長、副園長、主任、乳・幼児リーダー、各クラス、フリー保育士、調理責任者へ、情報の流れを明確にしており、必要な情報が伝わっています。パソコンの共有フォルダ及び、毎日のミーティング(2回)、ミーティングノート等を通じて、情報共有が図られています。

【45】 Ⅲ-2-(3)-②  
子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

<コメント>

●「横浜市個人情報の保護に関する条例」に沿って、保管、保存、廃棄、情報の提供の規定があり、園にも具体的に個人情報マニュアルがあります。個人情報に関する書類は全て鍵のかかる書庫に保管・管理し、個人情報の不適切な利用や漏洩に対する対策や対応も講じています。記録管理の責任者は園長とし、個人情報自己点検を年1回行っています。全職員へは毎月研修を行い、個人情報の理解を深めています。また、個人情報の取扱いについては、重要事項説明書に記載しています。

### 第三者評価結果

事業所名：横浜市和泉保育園

#### A-1 保育内容

A-1- (1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1- (1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>●全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針等の趣旨を踏まえて策定しています。全体的な計画は、保育理念、保育の方針、園目標を土台とし、一人ひとりの家庭環境や子どもの年齢に応じた発達過程を考慮し、地域の実態に対応した保育事業や、地域との関わり等を加味して作成しています。また、各職員が見直しを行い、乳・幼児会議にて話し合い、最終的にカリキュラム会議にて決定しています。年度末に全職員で見直しを行い、確認及び振り返りを実施し、次年度の計画につなげています。</p>	
A-1- (2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1- (2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>●園舎は平屋建てで園全体の採光と換気が良く、静かな環境であり、新型コロナウイルス感染症予防としてより一層換気を徹底し、空気清浄機は昨年度買い替え、子どもが安心して心地良く過ごすことのできる環境を整備しています。温・湿度は日誌に記載し、快適な温度設定に配慮しています。掃除マニュアルに沿い、清掃、消毒（毎日2回以上）を行い、年4回、業者による床・ガラス清掃を実施しています。寝具は年6回業者による布団乾燥をしています。子どもが主体的に遊べるよう視線の高さに玩具棚を置き、手に取りやすいよう工夫しています。ゆったり寛げるような環境作りとしては、マットを敷き、仕切りを活用し、押入れの下を整える等、子どもが落ち着けるよう生活空間に工夫しています。</p>	
<p>A-1- (2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>●一人ひとりの個性や個人差、入園前の面談や日々の送迎時の会話から家庭環境を理解し、受け止め、子どもの様子を観察し、個々に応じた保育を行っています。職員は、抱っこしたり、膝にのせて声をかけたり、話を聞いたりして関わり、甘える気持ちを受け止めながら、子どもが安心して気持ちを表現できるようにしています。また、子どもの表情や仕草から思いを汲み取り、声かけを工夫したり、代弁する等、応答的な対応を心がけています。一人ひとりの子どもの様子をよく観察し、待ったり、援助したり、肯定的な言葉をかけたりすることを心がけて保育に当たっています。</p>	
<p>A-1- (2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>●基本的な生活習慣は、子ども一人ひとりの発達や状況に合わせて、保護者と連携しながら無理のない対応を心がけています。子どもが主体的に行うよう見守り、認めることで自信を持って身につけることのできるよう援助しています。子どもへは、生活習慣を身につける大切さを理解できるように年齢に合わせて伝えています。また、時間にゆとりを持ち、子どもの様子に合わせて睡眠や休息をとり、安全な保育ができるよう努めています。園では、新型コロナウイルス感染症予防を機に、手洗い場の密を避けるために水道を一つ減らし、丁寧な手洗いを指導し、0歳児の子どもから手洗いの習慣がついています。トイレトレーニングでは、おむつが濡れていない時や、一人ひとりのタイミングに合わせてトイレに誘い、習慣付くよう支援しています。箸の使用は家庭と連携して進めています。</p>	

<p>A-1-(2)-④ 【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
---	---

<コメント>

●子どもが自主的・自発的に生活や遊びができるよう、子どもの興味関心、成長発達に合わせた環境作り（コーナー作り、玩具の入れ替え等）及び、スペースや動線の確保を随時行っています。自分でやりたい気持ちを大切に、制作の素材を用意したり、楽器、絵本等を用意し、子どもの発想や遊びの展開を見守り、子どもたちが協同して活動できるよう援助や声かけを行い、様々な表現活動を自由に体験できるよう工夫しています。職員は、生活や遊びの中で、友達、異年齢、保育士等と豊かな人間関係が育まれるように関わり、園内研修や保育実践を通して援助することの大切さを学び合い、理解を深めています。近隣の自然豊かな環境を生かし、公園や川沿い等、様々な自然に触れられるよう日常的に散歩に出かけ、近隣の方々へ挨拶をする等交流しています。

<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>

●0歳児は月齢や発達の個人差、その日の体調等を考慮し、家庭と連携を図り1日の生活リズムを整えられるよう配慮し、安心した生活と遊びの環境を工夫しています。保育士との愛着関係が持てるよう、なるべく決まった職員が対応するよう配慮し、応答的な関わりに努め、表情や仕草を大切に接しています。コロナ禍でマスクを着用しているため、声かけ等もゆっくり対応しています。月齢や発達に応じて、子どもの成長や興味に合わせて玩具や絵本を入れ替え、遊びへの興味関心が芽生えるようにしています。玩具等は、午前、午後で交換をして消毒し、保育室の消毒も毎日2～3回行っています。保護者とは、個人連絡票を活用し、送迎時に子どもの様子を丁寧に伝え、信頼関係を築いています。また、離乳食はそれぞれの成長に合わせ段階的に進めています。

<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>

●1歳、2歳児保育では、生活に必要なものは手に取りやすい場所や高さに配置し、個人マークを活用して、保育士の見守りのもと一人ひとりの自主性を促すよう工夫し、自分でしようとする気持ちを大切に保育に当たっています。また、探索活動が安全に十分に行えるよう、園庭、保育室内の整備に努め、安全な環境を提供しています。子どもの発達や季節、天候、遊びに応じて保育室の動線や環境設定を工夫し、自発的に遊びや活動ができるよう支援しています。子どもたちは園庭でたくさん遊び、散歩に行ったり、自然物や砂、泥、様々な感触遊び等を通し、五感を養っています。言葉で上手く伝えられない子どもへは、保育士が代弁しながら友達との関わりを仲立ちし、自己主張や自我の育ちを大切に見守り、気持ちを受け止め、ゆっくりと関わりながら援助しています。異年齢交流では、行事や夏季保育等を通して交流を楽しみ、子ども同士や他保育士との交流機会等、様々な関わりを持っています。

<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
--	---

<コメント>

●3歳児クラスは、虫探しやブロックを楽しみ、子どもの興味に合わせた制作等の活動に意欲的に取り組んでいます。好きな遊びの中では友達を誘ったり、仲間に入ったり等の関わりも増えてきています。4歳児クラスは、異年齢保育を経験し、年長児から刺激を受け、当番活動等にも興味を持ち、意欲が芽生えています。蚕の飼育にも興味を持って取り組み、夏祭りの準備では皆で話し合って役割分担を決め、協力しながら活動を進めることができています。5歳児クラスは、異年齢保育や様々な活動を通して年下の子に優しく関わる意識が高まり、皆で意見を出し合う等、互いの意見を尊重し合い行事を作り上げた満足感や達成感を得ることができています。保育士は活動につながるよう、素材等を整え活動の様子を見守ったり声をかけたりしています。

<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>

●建物・設備は、障害に応じた環境整備に配慮し、複合トイレ、スロープ、落ち着けるコーナー（衝立や別室等）を設置しています。保育では、障害のある子どもと一緒に取り組める活動を工夫し、適切な援助によりクラスの一員として参加しています。個別対応できるよう職員を配置し、個別支援計画は4期に分けて作成し、計画に沿い、個別日誌を作成し、期ごとに振り返りを行っています。また、西部地域療育センターの巡回相談を受け、アドバイスを生かし子どもの困り感に寄り添った対応を心がけています。該当児の保護者へは、送迎時や面談を通して思いを共有するようにしています。園では、入園時「重要事項説明書」にて、障害児保育を行っていることを全保護者に周知し「共に育ち合うことの大切さ」を伝えています。職員は、発達障害児保育やインクルージョン保育について、横浜市・区主催の研修を受講し、職員間で知識・技術を共有しています。



<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
--	---

<コメント>

●一人ひとりの在園時間を見直し、子どもが主体的に生活・遊びができるよう、職員間で連携を図り、伝達漏れのないよう保育に当たっています。長時間保育では、乳児は慣れた保育室でゆったり過ごし、幼児は朝・夕合同保育にて、園庭や室内で遊びが広がるよう玩具等に工夫し、異年齢での関わりの貴重な時間となっています。夕方の延長保育ではおやつを提供しています。園では、アレルギー除去食対応の子どもや急な延長保育の利用の際等、誤食がないようアレルギー対応の専用のボックスに個人名を入れて準備しています。子どもが安心して過ごせるよう、職員のシフト（朝夕）は乳児・幼児クラスの保育士のバランスに配慮したシフトにしています。引き継ぎについては、引き継ぎノートやドキュメンテーションを活用し、日中の子どもの様子や体調面について職員間で共有しています。保護者に対しても、引き継ぎノートの活用により連絡事項を伝達し、サインをして漏れがないよう留意しています。

<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	a
--	---

<コメント>

●5歳児クラスは、毎年アプローチカリキュラムを作成し、就学への見通しを持った保育を行っています。昨年度は小学校から学校生活の紹介ビデオが届き、小学校生活に期待を膨らませることができ、今年度も継続して小学校に年長児が園だよりを届ける等、小学校へ親しむ機会を設けています。保護者へは、個人面談や懇談会、クラスだより等で就学後の生活について伝え、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」についても伝えています。また、就学時健診時のパンフレットを活用して保護者の不安軽減に努め、個別相談にも応じています。5歳児担任は、例年幼保小教育連携交流事業に参加し、小学校教諭との交流の持ち方について連携の仕方等の課題を共有できるよう進めています。保育所児童保育要録を作成し、内容は主任、副園長、園長と共有し、小学校へ送付しています。配慮を必要とする子どもについては、小学校や地域療育センターと連携し、子どもが安心して過ごせるよう丁寧に引き継ぎを行っています。

<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	a

<コメント>

●健康管理に関する健康マニュアルを備え、年間保健計画、感染症・食物アレルギー・下痢、嘔吐の対応の各マニュアルを整備し、職員間で共有しています。毎日、保護者と個人連絡票（乳児）や口頭で、小さなことも丁寧に伝え合い、健康管理を適切に行っています。子どもの体調悪化やケガ等は安全マニュアルに基づいて適切に対応しています。既往症や予防接種の状況は、入園時や年度始め、個人面談時、健康台帳に保護者に追記を依頼し、既往症ファイルを作成して職員間で情報共有を図り、対応についても確認しています。感染症が発生した時は、感染症情報を全体の掲示板及び各クラスに掲示し、保護者に周知しています。乳幼児突然死症候群については、睡眠中のうつ伏せを避け、子どもの身体に触れながらプレスチェックの実施を徹底し、記録に残しています。

<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	a
--	---

<コメント>

●年2回、健康診断・歯科健診を実施し、結果は健康台帳、歯科健診表、健康カードに記録し、関係職員で情報共有を図り、尿検査、視聴覚検査等も含め、全体的な計画や、保育に反映させています。保護者には事前に健診をお知らせし、心配な点や質問等を嘱託医に聞くことができるようにしています。結果は保護者に伝え、必要に応じて受診の声かけをしています。例年は、歯科健診の際に子どもへ歯磨き指導や6歳臼歯の話、赤染め等を行っていましたが、新型コロナウイルス感染症予防により園で歯磨きは行っていません。しかし、保護者との連携、理解により虫歯の子どもは少なくなっている傾向です。

<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	a
---	---

<コメント>

●「保育所におけるアレルギー対応マニュアル」に基づき、医師から指示を受け、除去食の対応を行っています。マニュアルは見直しを重ね、保護者との書面でのやり取りもマニュアル化し、どの職員が携わっても対応できるようにしています。医師の指示の下、園で与薬の必要がある場合は、「与薬に関する主治医意見書」及び「与薬依頼書」（保護者記載）を提出してもらい薬を預かっています。毎月、担任、調理員、園長・副園長、主任でアレルギー会議を行い、除去メニューを確認し、保護者も含めアレルギー面談を実施しています。職員は、アレルギー疾患等の研修を受講し、今年度は外部講師による食物アレルギー研修会を開催し、理解を深めています。アレルギー食対応児の配膳については、除去食を担当と調理員、園長・副園長と声出し確認を行い、トレイ、テーブル拭き、食器等に色分け、ネームプレートを付け、十分に配慮して提供しています。

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<コメント>	
<p>●食育計画を全体的な計画に掲げ、年間指導計画、月間指導計画に反映させています。食育ボードや「給食だより」を活用し、野菜くずを使用した肥料作りから栽培、収穫、調理まで豊かな経験を提供し、食についての関心を深めています。保育士は一人ひとりの食べる量や健康状態、食欲等に応じて量を加減し、少しでも食べられる食材が多くなるよう援助しています。食器は、磁器食器を使用し、子どもたちは丁寧に食器を扱い、マナーを身につけています。給食の材料となる野菜の皮むき等の手伝いの機会を設け、触感や匂いを感じ、食への期待を高めています。また、天気の良い日に園庭で自然に包まれながら食べたり、食事の席のレイアウトを変える等、楽しく食べられるよう工夫しています。収穫した野菜は、家庭に持ち帰り、食す機会を提供することで家庭での食育につなげています。毎日の給食は、コロナ禍において掲示板に写真を貼って知らせています。感染症予防のため、幼児クラスは「黙食」の必要性を伝え、行っています。</p>	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント>	
<p>●献立は横浜市公立保育園共通の献立になっています。調理委託業者とは会議等で連携し、子どもの発達や体調を日々把握して、食材の切り方・刻み方の調整、量の調節等、配慮して提供しています。コロナ禍を踏まえ、調理員は廊下から食事の様子やアレルギー児の対応を観察し、ミーティングで喫食状況等の情報共有を図り、日々の調理に反映させています。旬の食材や季節感のある献立、地域の食文化に触れる献立等もメニューに組み込んでいます。七夕には野菜を星形に切って提供する等、行事の雰囲気をも味わえるようにしています。厨房、保育室では、配膳の際に異物の混入や食器の破損等を必ず確認しています。調理委託業者の責任職を中心に、衛生管理等のマニュアルに基づき適切に衛生管理が行われています。また、定期的に委託業者の担当者が来園し、衛生管理や調理に関する相談・助言を受けています。</p>	

## A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<コメント>	
<p>●園生活や家庭での様子を情報共有し、保護者と連携を密に取り、日々の子どもの姿や成長を喜び合い、園生活が充実するよう心がけています。乳児クラスでは個人連絡票や送迎時に直接口頭で子どもの様子を伝えることで、日常的に保護者と情報交換を行っています。幼児クラスは毎日ドキュメンテーションを掲示し、送迎時にも直接口頭で子どもの様子を伝え、園と保護者が子どもの成長を一緒に共有することができています。また、園だよりや、写真掲示等、可視化にて保育の様子をわかりやすく伝え、個人面談、懇談会等の機会を設けて情報交換を行い、子どもの成長を共有しています。今年度、クラス懇談会では、保育内容や保育士の思いをポスターにして説明し、その後もクラスに掲示して保護者の理解を得るよう工夫しています。個人面談、クラス懇談会の内容は、それぞれ記録に残すようにしています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<コメント>	
<p>●保護者と、日々の子どもの姿や成長を喜び合い、相談等があれば一緒に考え、安心して子育てができるよう保護者支援を行っています。送迎の際には必ず挨拶や声かけを行い、コミュニケーションを図り、保護者との信頼関係の構築に努めています。例年は、保育士体験を実施し、子どもの園生活を理解してもらい、安心感を提供できる機会となっています。保護者からの相談は、随時面談を行い、必要に応じて事務室で対応しています。保育士が相談を受けた際は、主任、園長・副園長に報告し、適切な対応ができるようにし、園長等が同席する場合もあります。今年度は、現況を考慮し、オンラインでの面談も受け付けています。相談内容は、日誌や経過記録、個人面談記録に記録し、次年度につなげています。相談内容に応じて、区役所、保健師、嘱託医、臨床心理士、地域療育センター等と連携し、助言が受けられるようにしています。</p>	

【A19】 A-2-(2)-②  
家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。

a

<コメント>

●朝の健康観察や日々の子どもの状態を確認し、虐待の早期発見に努めています。虐待が疑われる傷やあざ、ケガ、言動等に気づきがあった場合は、複数の保育士で確認を行い、速やかに園長・副園長に報告し、組織的に早期対応しています。日頃から児童相談所や区役所の保健師との連携を図っています。虐待の疑いがある時は、速やかに児童相談所や区役所の保健師等関係機関へ情報提供し、相談しています。関係機関とは必要に応じてケースカンファレンスを行っています。園では、食事をしっかりと摂れるよう援助し、快適に園生活が過ごせるよう配慮すると共に、保護者に声をかけながら家庭状況を把握し、虐待予防に努めています。職員は、横浜市虐待防止ハンドブックや横浜市立保育所のリスクマネジメント「子どもの健康と安全を守るために」のマニュアルを用い、研修を行い、共通認識を図っています。また、臨床心理士研修、保健師業務についての研修、園長による子どもの人権についての研修等を行っています。地域子育て支援として地域の保護者にとっても身近な相談相手になり、虐待の早期発見、日常的な見守りを通して行政機関とのパイプ役を担っています。

### A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）

第三者評価結果

A-3-(1)-①  
【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。

a

<コメント>

●保育日誌で日々の保育の振り返りを行い、子どもの活動や結果だけでなく、子どもの育ちや心の動き、意欲等プロセスを大切に、記録・話し合いにより自己評価を行っています。また、ドキュメンテーション等その日の活動を報告し、保育を語り合う場を設けています。年間指導計画・月間指導計画、毎月のカリキュラム会議、幼児会議、乳児会議、各クラス会議等で定期的に情報共有を図り、保育の振り返りを行っています。クラスの保育目標や大切にしたいことのポスター作成を通して、職員間で理解し、保護者にもわかりやすく周知しています。園内研修では、各クラス実践報告や公開保育を行い、会計年度任用職員も参加し、保育を語り合い、保育の質の向上に努めています。また、横浜市や区主催の研修に参加し、保育の質の向上に努めています。保育士等の自己評価を踏まえ、皆で話し合いをすることで見えてくる課題や、保護者アンケートからの抽出により、次年度の保育実践の自己評価につなげています。